

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 8 月 10 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒 004-8613 札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2-1
札幌市清田区市民部総務企画課庶務係（清田区役所 2 階 18 番窓口）
電話 011-889-2006 FAX 011-889-2701

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
清田区総合庁舎警備業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 1 日午前 8 時 45 分まで
ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「警備業」、等級が警備業 A または B の者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で同一の入札に参加しないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加しないこと。
ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 警備業法第 40 条に基づき機械警備業務開始の届出を行っていること。

ウ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第 9 条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に 5 人以上雇用していること。

エ 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

オ 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、延床 5,000 ㎡以上の施設警備の履行実績があること。

(8) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のウに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。

イ (7)のエ及びオに掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

なお、上記 1 の場所で行入札説明書を交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。また、入札説明書は札幌市清田区ホームページで入手できる。（札幌市清田区ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kiyota/index.html>）

(2) 入札書の受領期限

令和 4 年 8 月 26 日（金）17 時 00 分（送付による場合は必着）

※一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意すること。

(3) 開札の日時及び場所

令和 4 年 8 月 29 日（月）10 時 00 分

札幌市清田区役所 2 階 2 A 会議室（札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2－1）

(4) 入札書の提出方法

別紙 1 の様式にて作成し、上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。